青森市農機具等マッチング事業フロー図

出し手 （譲渡希望者）	市	受け手 （譲受希望者）
①出し手申込書の申請 →	出し手申込書の受領	
	②台帳へ登録 ・農機具等の情報を台帳に記載	
	③HP・窓口で公開 ・農機具等の情報をHP・窓口で公開 →	HP・窓口公開情報閲覧
← 受け手の氏名・電話番号伝達	⑤受け手に係る情報の提供 ・受け手の氏名・電話番号を伝達 ←	④受け手申込書
	⑥出し手に係る情報提供 ・受け手へ出し手の連絡先を提供（氏名・電話番号） ※連絡は、受け手から出し手へ直接行う。 →	出し手の氏名・電話番号伝達
← 現物確認の対応		⑦現物確認 ・出し手と受け手が連絡を取り、現物確認及び契約内容を確認する ※市は関与しない。
⑧譲渡 ・契約内容が決まり次第、受け手へ譲渡 →		農機具等の取得
⑨成立の有無に係る報告 →	⑩台帳情報の削除	
⑪変更・取下げ ・譲渡登録内容に変更があった場合は速やかに市へ連絡 →	⑫台帳情報の変更・削除 ・提出のあった物件の情報を変更または削除	

※登録情報の記載期間は、申込日より1年間とします。
※契約交渉や取引における農機具等に係る欠陥、破損及び事故等については、出し手・受け手間で責任を持って解決することとし、市は関与いたしません。
※HP掲載情報に変更があった場合やマッチング事業を利用せずに譲渡等に至った場合は、速やかに農業政策課（0172-62-1156）にご連絡ください。

青森市役所農業政策課
TEL：0172-62-1156　FAX:0172-62-9369
メールアドレス：nogyo-seisaku@city.aomori.aomori.jp